

Title	スウェーデンの環境政策(経済的手段)
Sub Title	Economic instruments for environment policy in Sweden
Author	飯野, 靖四
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1996
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.89, No.3 (1996. 10) ,p.495(157)- 523(185)
JaLC DOI	10.14991/001.19961001-0157
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19961001-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



スウェーデンの環境政策（経済的手段）

飯野靖四

[1] はじめに

スウェーデンはわが国では特に福祉の先進国として知られているが、環境政策についても間違いなく先進国である。しかしスウェーデンの環境政策については、その多くの資料がスウェーデン語で書かれていることもあって一般的にはそれほど知られているとは言い難い。そこで本稿では、下記のスウェーデン自然保護庁の報告書をもとにして、スウェーデンの環境政策のうち経済的手段にはどのようなものがあるかまとめてみた。

自然保護庁「環境整備と関係のある課徴金・税・補助金」報告書番号4531（1996年2月）（Naturvårdverket, “Avgifter, skatter och bidrag med anknytning till miljövård”, Rapport 4531）

本稿の構成は次のようになっている。

[1] はじめに

[2] スウェーデンの環境政策（経済的手段）の種類別目次

[3] スウェーデンの環境政策（経済的手段）の分野別目次

[4] スウェーデンの環境政策（経済的手段）の種類別説明

なお1 Kr（クローナ）は1996年10月現在17.5円程度である。

[2] 種類別目次

1 資源利用料金

- 1 ゴミ処理料金
- 2 水処理料金

2 排出課税・排出課徴金

- 1 （二酸化）炭素税
- 2 窒素酸化物排出課徴金
- 3 硫黄税
- 4 国内航空への環境税

3 製品課税・製品課徴金

- 1 砂利採取税
- 2 化学肥料税

- 3 農薬税
- 4 自動車売上税
- 5 自動車税
- 6 電池課徴金
- 7 アルミ缶輸入課徴金
- 8 エネルギー税
- 9 特定電力税
- 10 原子力発電の電力に対する特別税
- 11 核燃料廃棄物と放射性廃棄物の資金調達のための課徴金

4 デポジット制度

- 1 廃車課徴金と廃車助成金
- 2 再利用可能な飲料容器へのデポジット

5 免責課徴金

- 1 自動車の排気ガスに関する免責課徴金
- 2 ガソリンの鉛およびベンゼンに関する免責課徴金
- 3 オゾン層破壊物質への免責課徴金
- 4 塩素化溶媒への免責課徴金
- 5 水銀を含む物質への免責課徴金
- 6 燃料中の硫黄への免責課徴金

6 罰金的課徴金

- 1 へら鹿課徴金
- 2 環境保護課徴金
- 3 水汚染課徴金

7 破損賠償課徴金

- 1 水利法による課徴金
- 2 水利法による漁業課徴金
- 3 殺りく課徴金

- 4 環境破壊保険
- 5 原子力についての第三者責任保険

8 補助金

- 1 湖沼・河川への石灰散布に対する国庫補助金
- 2 耕作地帯の生物学的な多様性と耕作環境価値を維持する措置への補助金
- 3 環境的に敏感な土地の保護措置への補助金
- 4 耕作環境整備に対する補助金
- 5 いわゆる代替的栽培に対する補助金
- 6 エコロジー栽培に対する補助金
- 7 エコロジー栽培に対する面積比例補助金
- 8 農業における環境改善措置に対する補助金
- 9 林業に対する国庫補助金
- 10 船からの油投棄の処理に対する国庫補助金
- 11 生物燃料の使用促進のための補助金
- 12 エネルギーへの投資に対する補助金
- 13 一戸建ないしは二戸建て住宅における貯蔵タンク設置に対する投資補助金
- 14 エネルギー技術基金からの新技術に対する国庫補助金
- 15 エコロジー型への転換に対する補助金

9 行政費用課徴金

- 1 トナカイ育成法7条による課徴金
- 2 採掘課徴金
- 3 大陸棚法による採掘許可に対する課徴金

- 4 鉱物法による課徴金
- 5 泥炭の特別許可に対する課徴金
- 6 国立公園規定5条の適用除外に対する課徴金
- 7 国立公園規定6条による利用許可に対する課徴金
- 8 生きている動物の輸入許可に対する課徴金
- 9 狩猟整備課徴金
- 10 狩猟免許のための知識と射撃能力に関する試験のための料金
- 11 捕獲用具の可否認定のための料金
- 12 自動車排気ガス法9条による管理課徴金
- 13 環境保護法による当局の活動のための課徴金
- 14 石油タンクに対する監督課徴金
- 15 危険物質輸送法による課徴金
- 16 スウェーデン自動車検査株式会社の実施料金
- 17 農薬登録課徴金
- 18 化学製品課徴金
- 19 生物学的防虫手段の事前検査課徴金
- 20 PET ボトル法による取扱い許可のための課徴金
- 21 廃棄物の国境を越えた運搬に関する規則による申請手続きについての課徴金
- 22 放射性廃棄物等の資金調達法による課徴金
- 23 国の原子力発電の検査のための課徴金
- 24 国の放射能遮蔽防御協会のための課徴金
- 25 遺伝子組みかえ組織の認可等に関する

課徴金

- 26 水泳の水の管理のための課徴金

10 申請手数料

- 1 自然整備法および自然整備規定による検査の申請手数料
- 2 泥炭についての特別許可の申請手数料
- 3 森林整備規則による許可の申請手数料
- 4 狩猟規則による検査の申請手数料
- 5 オゾン層破壊物質規制の例外扱いの申請手数料
- 6 化学製品規定による許可のための申請手数料
- 7 廃車規定による廃車の認可申請手数料
- 8 環境に危険な廃棄物規定による許可の申請手数料
- 9 廃油規定による許可の申請手数料
- 10 放射能遮蔽防御法による認可の申請手数料
- 11 ホーバークラフト法による許可の申請手数料
- 12 健康保護法ないし健康保護規定による認可の申請課徴金

[3] 分野別目次 右側の数字は [2] 種類別目次の項目番号

「自然保護・整備」

- 水利法による田園課徴金 7 - 1
- 水利法による漁業課徴金 7 - 2
- 湖沼・河川への石灰散布に対する国庫補助金 8 - 1
- 耕作地帯の生物学的な多様性と耕作環境価値を維持する措置への補助金 8 - 2

環境的に敏感な土地の保護措置への補助金

8-3

耕作環境整備に対する補助金 8-4

となかい育成法7条による課徴金 9-1

採掘課徴金 9-2

国立公園規定5条の適用除外に対する課徴金 9-6

生きている動物の輸入許可に対する課徴金 9-8

自然整備法および自然整備規定による検査の申請手数料 10-1

「天然資源」

砂利採取税 3-1

採掘課徴金 9-2

大陸棚法による採掘許可に対する課徴金 9-3

鉱物法による課徴金 9-4

泥炭の特別許可に対する課徴金 9-5

泥炭についての特別許可の申請手数料 10-2

「農業」

化学肥料税 3-2

耕作地帯の生物学的な多様性と耕作環境価値を維持する措置への補助金 8-2

環境的に敏感な土地の保護措置への補助金 8-3

いわゆる代替的栽培に対する補助金 8-6

エコロジー栽培に対する補助金 8-6

エコロジー栽培に対する面積比例補助金 8-7

農業における環境改善措置に対する補助金

8-8

「林業」

林業に対する国庫補助金 8-9

自然整備法および自然整備規定による検査の申請手数料 10-1

森林整備規則による許可の申請手数料 10-3

「狩猟」

へら鹿課徴金 6-1

殺りく課徴金 7-3

となかい育成法7条による課徴金 9-1

国立公園規定6条による利用許可に対する課徴金 9-7

狩猟整備課徴金 9-9

狩猟免許のための知識と射撃能力に関する試験のための料金 9-10

捕獲用具の可否認定のための料金 9-11
自然整備法および自然整備規定による検査の申請手数料 10-1

狩猟規則による検査の申請手数料 10-4

「環境保護」

水処理料金 1-2

自動車売上税 3-4

自動車税 3-5

自動車の排気ガスに関する免責課徴金 5-1

ガソリン中の鉛およびベンゼンに関する免責課徴金 5-2

オゾン層破壊物質への免責課徴金 5-3

環境保護課徴金 6-2
水汚染課徴金 6-3
環境破壊保険 7-4
湖沼・河川への石灰散布に対する国庫補助金 8-1
農業における環境改善措置に対する補助金 8-8
自動車排気ガス法9条による管理課徴金 9-12
環境保護法による当局の活動のための課徴金 9-13
石油タンクに対する監督課徴金 9-14
危険物質輸送法による課徴金 9-15
スウェーデン自動車検査株式会社の実施料金 9-16
オゾン層破壊物質規制の例外扱いの申請手数料 10-5

「化学製品」

化学肥料税 3-2
農薬税 3-3
電池課徴金 3-6
オゾン層破壊物質への免責課徴金 5-3
塩素化溶媒への免責課徴金 5-4
水銀を含む物質への免責課徴金 5-5
危険物質輸送法による課徴金 9-15
農薬登録課徴金 9-17
化学製品課徴金 9-18
オゾン層破壊物質規制の例外扱いの申請手数料 10-5
化学製品規定による許可のための申請手数料 10-6

「廃棄物」

ゴミ処理料金 1-1
電池課徴金 3-6
アルミ缶輸入課徴金 3-7
核燃料廃棄物と放射性廃棄物の資金調達のための課徴金 3-11
廃車課徴金と廃車助成金 4-1
再利用可能な飲料容器へのデポジット 4-2
船からの油投棄の処理に対する国庫補助金 8-10
PETボトル法による取り扱い許可のための課徴金 9-20
廃棄物の国境を越えた運搬に関する規制による申請手続きについての課徴金 9-21
放射性廃棄物等の資金調達法による課徴金 9-22
廃車規定による廃車の認可申請手数料 10-7
環境に危険な廃棄物規定による許可の申請手数料 10-8
廃油規定による許可の申請手数料 10-9

「エネルギー」

(二酸化)炭素税 2-1
窒素酸化物排出課徴金 2-2
硫黄税 2-3
国内航空への環境税 2-4
エネルギー税 3-8
特定電力税 3-9
原子力発電の電力に対する特別税 3-10
燃料中の硫黄への免責課徴金 5-6
生物燃料の使用促進のための補助金 8-

11

エネルギーへの投資に対する補助金 8-12

一戸建ないしは二戸建て住宅における貯蔵タンク設置に対する投資補助金 8-13
エネルギー技術基金からの新技術に対する国庫補助金 8-14

「放射能等」

原子力発電の電力に対する特別税 3-10
核燃料廃棄物と放射性廃棄物の資金調達のための課徴金 3-11

原子力についての第三者責任保険 7-5
放射性廃棄物等の資金調達法による課徴金 9-22

国の原子力発電の検査のための課徴金 9-23

国の放射能遮蔽防御協会のための課徴金 9-24

放射能遮蔽防御法による認可の申請手数料 10-10

「その他」

水利法による漁業課徴金 7-2

エコロジー型への転換に対する補助金 8-15

遺伝子組み換え組織の認可等に関する課徴金 9-25

水泳の水の管理のための課徴金 9-26

ホーバークラフト法による許可の申請手数料 10-11

健康保護法ないし健康保護規定による認可の申請課徴金 10-12

[4] スウェーデンの環境政策

1 資源利用料金

1 ゴミ処理料金 1979年に初めて法制化される。

目的：コミュニティのゴミ処理費用をまかなうため。

料金：それぞれのコミュニティがコスト等を考慮して決定する。但し料金の最高額はゴミ処理のために必要な計画費、資本費、経常費をカバーするだけの金額である。料金は、資源の再利用、回収、ないし環境に優しいゴミ処理を促すような形で徴収される。

支払義務者：家計および企業。

収入：1991年の収入は29億9400万 Krであった。

2 水処理料金 1970年に初めて法制化される。

目的：コミュニティの水処理費用をまかなうため。

料金：それぞれのコミュニティがコスト等を考慮して決定する。但し料金は必要なコストを超えて徴収してはいけない。料金は通常、水道料金と下水道料金とに分けられていて、またそれぞれの料金は基本料金と利用量に応じた料金とから構成されている。

支払義務者：家計および企業。

収入：1991年の経常予算額は50億9400万 Krであった。

2 排出課税・排出課徴金

1 (二酸化)炭素税 1991年1月1日から実施。

目的：税収を国にもたらし、二酸化炭素(炭酸ガス)の排出を抑制する。

対象：エネルギー税法に書かれた燃料に課せられる。但し生物学的プロセスで生産されたメタン、暖房・電力を生産する際にモーター動力源として使用される薪、1リットル以下のパック燃料等は非課税である。また環境に優しい燃料を探すために実験的に使用される燃料に対しても軽減税が認められている。そのほかエネルギー税法によって、暖房以外の目的で使用される燃料、自動車や船で使用されるガソリン以外の燃料、鉱油製品・石炭の生産のために使用される燃料等も、産業活動や温室暖房に使用される(ガソリン以外の)燃料と同じように、税の4分の3の控除ないし返還が認められている。

納税義務者：スウェーデンで燃料を生産するか精製する者および輸入する者、燃料の在庫をもつもの、メタンを小売するか使用する者。さらに電気税を支払わないで職業として電力を生産するか、供給するかあるいは使用する者。

税率：ガソリンについては1リットル当たり0.86Kr、灯油・ディーゼル燃料・航空燃料以外の精製石油については1立方メートル当たり1,054Kr、自動車

用LPGについては1リットル当たり0.55Kr、それ以外のLPGについては1トン当たり1,105Kr、天然ガス・メタンについては1,000立方メートル当たり788Kr、石炭・コークスについては1トン当たり916Krである。なお1996年以降はこれらの税率は物価スライドされている。

税収：1993/94年度には113億1500万Krの税収があった。因みに1992/93年度にはエネルギー税収入の中の62億1900万Krとガソリン税収入の中の36億4700万Krの合計98億6600万Krの税収があった。

2 窒素酸化物排出課徴金 1992年1月1日から実施。

目的：大きな燃焼設備から排出される窒素酸化物の排出量の削減。

対象：年間25GWh以上のエネルギーを生産するボイラー、ガスタービン、固定燃焼モーターに対して課せられる。但し1995年までは50GWh以下、1996年は40GWh以下のエネルギー生産には課せられなかった。1994年には、約130の燃焼設備約200のボイラー等から排出された13,000トンの窒素酸化物がその対象とされた。

課徴金：課徴金の金額は、測定可能なら排出された窒素酸化物の量、測定不可能なら不利ではあるが標準排出量(ガスタービンの場合には燃料1メガジュール当たり0.6グラム、それ以外の場合には燃料1メガジュール当たり0.25

グラムと決められている)に基づいて計算された量, 計器がとりつけられてはいるが 計測されなかった場合は過去の計測値に1.5をかけた量, に基づいて決定される。但し直接原材料を加熱したり融解させることによって生じた窒素酸化物の排出には, 課徴金は課せられない。また例えば林業で使われるソーダや 灰汁抜き液のボイラーのように化学薬品の再生のための燃焼設備にも, 課徴金は課せられない。課徴金自体は, 自然保護庁の管理コスト (0.5%程度) を差し引いた後で全額, 課徴金の対象となったボイラー等にエネルギー生産量に応じて返還される。課徴金は窒素酸化物排出1Kg 当り40Kr である。

収入: 収入は課徴金の対象となったエネルギー生産者に返還されるので, いわゆる財政収入はない。1992年に導入した時点では約11億 Kr の課徴金収入を見込んでいたが, 実際には6億1200万 Kr しか収入がなかった。しかも1993年には5億3300万 Kr, 1994年には5億2100万 Kr と, 収入は年々減ってきている。

効果: 課徴金導入のおかげで窒素酸化物の排出量は激減した。すなわち1990年には燃料1メガジュール当り窒素酸化物の排出量は150mg であったものが, 1992年には99mg に激減し, さらに1994年には最高で70mg にま

で減少した。

3 硫黄税 1991年1月1日から実施。

目的: スウェーデンの硫黄の排出をコスト効率的に抑制するのを助けること。排出量を1993年水準に抑えるだけでなく, さらにそれ以上の削減へのインセンティブを与えること。

対象: 石炭, 泥炭, ガス, ディーゼル燃料, 灯油, およびエネルギー税法が定める燃料。エネルギー税法は同時に, 税の控除と返還についても定めている。

納税義務者: 一部は燃料の販売者, 一部は課税対象の燃料を大量に使用する大口の燃料使用者。

税率: 液体燃料については, 硫黄の含有量が0.01%ごとに1立方メートル当り27Kr (これは硫黄1Kg 当り30Kr に相当する) である。石炭, 泥炭, コークス, その他固形ないし気体の燃料については硫黄1Kg 当り30Kr である。

税収: 1993/94年度には2億1700万 Kr の税収があり, 国の一般会計に入れられた。

効果: 1991年の硫黄の総排出量は前年のほぼ半分の1万トンに激減した。このことは石油の使用量も同様に約半分になったということの意味する。

4 国内航空への環境税 1989年3月1日から実施。

目的: 航空機は自らが引き起こした環境破壊の代償を支払うべきである。

対象：5,700Kgをこえる国内飛行用の航空機に課せられる。

税率：一般的には航空局の情報に基づいて、航空機の機種、平均航行距離から燃料消費量と炭化水素・窒素酸化物の排出量を割り出している。その機種について信頼できる排出量の情報がない場合には、その機種に認められた最大の重量から排出量が決められる。税額は炭化水素および窒素酸化物 1 Kg 当り 12 Kr と、使用した航空燃料 1 Kg 当り 1 Kr の合計額である。後者の航空燃料に対する税 (1 Kr/Kg)の一部は、二酸化炭素 1 Kg 当り 0.32Kr の二酸化炭素税である。

税収：1993/94年度には1億9000万 Kr の税収があり、国の一般会計に入れられた。

3 製品課税・製品課徴金

1 砂利採取税 1996年7月1日から実施。

目的：代替物の競争力を高め、それによって砂利の採取を減少させること。

納税義務者：自然保護法、水利法、道路法による許可を得て砂利を採取する者。

税率：砂利 1 トン当り 5 Kr で、税収は国の一般会計に入れられる。

2 化学肥料税 1984年7月1日から実施。

目的：環境の観点から見て必要な化学肥料の使用量の削減をはかるため。

納税義務者：化学肥料の生産者と輸入者。

税率：窒素の含有量が 2 %以上の化学肥料

について、窒素 1 Kg 当り 1.80Kr が課せられている。また1994年1月1日から燐を含む化学肥料に対する課徴金 (燐 1 Kg 当り 1.20Kr) が廃止され、代わりにカドミウムを含む化学肥料に対して課徴金が課せられるようになった。課徴金は燐 1 トン当り 5 グラムを超えるカドミウム含有部分についてカドミウム 1 グラム当り 30Kr である。なおこの税は 1995年7月1日に課徴金から税に変更された。

税収：1993/94年度には 1 億7000万 Kr の税収があり、国の一般会計に入れられた。

3 農薬税 1984年7月1日から実施。

目的：農薬の使用を減少させるため。

納税義務者：職業として農薬を生産したり輸入したりする者。

税率：農薬の有効成分 1 Kg 当り 20Kr である。なおこの税も1995年7月1日に課徴金から税に変更された。

税収：1993/94年度には1400万 Kr の税収があり、国の一般会計に入れられた。

効果：以前の課徴金について評価すると、課徴金は農薬使用量に余り影響をあたえなかったのではないかと思われる。しかし間接的には、環境問題特に農薬の使用に関する研究調査、指導のための資金源として、それなりの存在意義があったと思われる。

4 自動車売上税 1978年に初めて法制化される。

目的：環境への優しさに応じて3つのランクに分けて税に格差を設けている。

対象：乗用自動車、バス（総重量3,500Kg以下のもの、およびその他のディーゼルエンジンで走る環境ランク2ないし3のもの）、トラック（総重量3,500Kg以下のもの、および総重量3,500Kg以上のディーゼルエンジンで走る環境ランク2ないし3のもの）、モーターバイク。電気自動車は1997年12月までは非課税である。1930年代およびそれより古い自動車も非課税である。

納税義務者：課税対象となる自動車の職業的生産者、輸入者、および所有者。

税率：総重量が3,500Kg以下の乗用自動車、バス、トラックについては、重量1 Kg 当り6.40Krと環境ランクに応じた加算額（環境ランク2は0 Kr, 環境ランク3は2,000Kr）の合計額である。総重量が7,000Kg以上の重いバスやトラックについては、重量1 Kg 当り6.40Krと環境ランクに応じた加算額（環境ランク2は20,000Kr, 環境ランク3は65,000 Kr）の合計額である。これらの税額は、1997年から物価スライドされることになっている。

税収：1992/93年度には12億4700万 Kr の税収があり、国の一般会計に入れられた。

5 自動車税 1988年に初めて法制化される。

対象：原則として、モーターバイク、乗用

自動車、トラック、バス、トラクター、重いジープ、トレーラー等に課せられる。しかし重量が3.5トン以下の乗用自動車とバス、および環境ランク1に属する3.5トン以下のトラックについては、それらが課税対象となった年から5年間はこの税は課せられない。

納税義務者：課税対象となる自動車の保有者。

税率：モーターバイクへの110Kr から多輪トラックへの最低26,000Kr まで、車によって様々である。

6 電池課徴金 1987年4月1日から実施。1991年1月1日、1992年4月1日に追加実施。

目的：古い電池の収集と返還のための資金調達。課徴金は、環境に危険な電池の収集と最終処理のための社会的コスト、電池の収集と最終処理に必要な情報のための社会的コストをまかなうために、電池基金に集められる。

支払義務者：環境に危険な電池の生産者と輸入者。

課徴金：アルカリ電池と水銀電池については1 Kg 当り23Kr, ニッケルカドミウム電池については1 Kg 当り46 Kr, 1個3Kgをこえる鉛電池については1個40Kr である。

収入：1993年には鉛電池について約4,000万 Kr, 小電池（水銀およびニッケルカドミウム電池）については約800万 Kr の収入があった。収入は国債局

のいわゆる電池基金（鉛電池基金とその他電池基金の2つ）に利子付きで積み立てられている。

効果：水銀電池の収集率は良好で約80～90%である。ニッケルカドミウム電池の収集率は信じられない位低く30%以下である。鉛電池の収集はきわめて良好で約100%である。

7 アルミ缶輸入課徴金 1984年2月1日から実施。

目的：アルミ缶についてのデポジット制度の中で、国内のアルミ缶と輸入アルミ缶の間の競争条件を等しくするため。

対象：飲料用アルミ缶の輸入に課せられる。

支払義務者：飲料用アルミ缶の輸入者。

課徴金：現在1缶当たり0.565Kkrである。課徴金の金額は、（特にスウェーデン容器回収株式会社とも相談の上で）国の農業庁が決定し徴収する。スウェーデン容器回収株式会社との合意でアルミ缶のデポジット制度に参加する者は農業庁によって課徴金の支払を免除される。アルミ缶が輸出された時には課徴金は返還される。

8 エネルギー税 1994年に初めて法制化される。

目的：主として国に財政収入をもたらすため。

対象：エネルギー税法で定められた燃料と電力に対して課せられる。しかし電力については、職業として電力を生産していない者による風力発電の電

力、職業として電力を生産していない者による100キロワット未満の発電機の電力、船ないし他の交通手段で生産され使用される電力、電力生産のために使用される電力等には税は課せられない。

石油製品については3つの環境ランクにしたがって税にも格差が設けられている。しかし生物学的プロセスで生産されたメタン、暖房・電力を生産する際にモーター動力源として使用される薪、1リットル以下のバック燃料等に対しては、税は課せられない。そのほかエネルギー税法によっていくつかの燃料について税の軽減、返還が認められている。

納税義務者：スウェーデンで燃料を生産するか精製する者および輸入する者、燃料の在庫をもつもの、メタンを小売するか使用する者。さらに電気税を支払わないで職業として電力を生産するか、供給するかあるいは使用する者。

税率：（航空用ガソリンを除く）ガソリンについては、1リットル当り環境ランク2が3.30Kkr、環境ランク3が3.36Kkr、その他が3.90Kkrである。灯油・ディーゼル燃料・航空燃料以外の精製石油については1立方メートル当り、標識物質のあるものについては590Kkr、標識物質のないものについては環境ランク1は1,476Kkr、環境ランク2は1,682Kkr、環境ラン

ク3は1,955Krである。LPGについては、自動車用が1リットル当り0.92Kr、非自動車用が1トン当り115Krである。メタンと天然ガスについてはそれぞれ1,000立法メートル当り、自動車用が1,533Kr、非自動車用が191Krである。石炭とコークスについてはそれぞれ1トン当り251Kr、電力については1 kWh当り産業用と商業温室用が0 Kr(実質非課税)、法律で指定されたコミュニケーション用が0.043Kr、それ以外のコミュニケーション用が0.075Kr、それ以外は0.097Krである。税額は1996年以降物価スライドされている。

税収：二酸化炭素税を除いた税収は1993/94年度には、一般エネルギー税の収入が79億100万 Kr、ガソリン税の収入が177億3100万 Krであった。このエネルギー税は1995年1月1日に、従来の一般エネルギー税、ガソリン税、ディーゼル燃料税に代えて作られた。そして二酸化炭素税の税収の一部はこのエネルギー税の税収の中に含めて発表されている。因みに1992/93年度のエネルギー税の税収は148億300万 Krで、その内二酸化炭素税の税収は62億1900万 Krであった。

9 特定電力税 1983年1月1日から実施。

対象：1,500kW以上の発電能力をもつ国内の水力発電の電力に課せられる。

但し水揚げ式発電には課せられない。

税率：原則として1 kWh当り0.04Krである。但し発電所が1973-1977年に発電を始めた電力については税は1 kWh当り0.02Kr 軽減され、それ以降発電を始めた電力については税は1 kWh当り0.04Kr 軽減(つまり免税に)される。

税収：1993/94年度には10億600万 Krの税収があり、国の一般会計に入れられた。

10 原子力発電の電力に対する特別税 1984年1月1日から実施。

対象：国内の原子力発電の電力に課せられる。

納税義務者：原子炉を所有し、運転する許可を持っている者。

税率：1 kWh当り0.012Krである。

税収：1993/94年度には1億2400万 Krの税収があり、国の一般会計に入れられた。

11 核燃料廃棄物と放射性廃棄物の資金調達のための課徴金 1982年1月1日から実施。

目的：一部は使用した核燃料と原子炉から出る放射性廃棄物の処分のための、一部は使用した核燃料等の将来コストをまかなうための、資金調達を確実にする手段。

対象：課徴金は原子炉から作り出されるエネルギーの量に応じて課せられる。年間の課徴金の大きさは、廃棄物処分のためのコストおよび使用された

核燃料と放射性廃棄物の安全な最終処分と原子炉の廃棄に関する国の研究開発費用をカバーできるように決められる。

支払義務者：原子炉の所有者。

収入：1991/92年度には22億 Kr の収入があり、中央銀行の口座に利子付きで積み立てられている。

4 デポジット制度

1 廃車課徴金と廃車助成金 1975年1月1日から実施。

目的：廃車助成金は廃車を環境に優しい形で処分するために支払われる。廃車課徴金は廃車助成金の資金を調達するために課せられる。

対象：課徴金の対象は、総重量3.5トン以下の乗用自動車、バスおよび総重量3.5トン以下の箱型車体のトラックに課せられる。

支払義務者：廃車課徴金は自動車の生産者と輸入者に課せられる。廃車助成金は廃車届を出した際に自動車の所有者に支払われる。

課徴金：廃車課徴金は1993年11月1日以降1台当り1,300Krに引き上げられた。それまでは850Krであった。集められた課徴金は道路庁が管理する廃車基金に積み立てられている。

廃車助成金は、廃車手続きが9ヶ月前までに（1993年12月31日までは、14ヶ月前までであった）終わっているならば、1台当り1,500Kr支払わ

れる。それ以外の車については1台当り500Kr支払われる。廃車基金はそのほかにコミュニケーションが放置されたポンコツ車を集めたり除去したりするコストに資金援助を行なっている。

収入：年間8,500万 Kr である。

効果：廃車助成金はポンコツ車が自然の中に放置されることに対して、きわめて良いプラス効果を及ぼしている。

2 再利用可能な飲料容器へのデポジット アルミ缶については1982年7月1日から、PET ボトルについては1991年7月1日から実施。

目的：アルミ缶、飲料ビン、PET ボトルの回収をデポジット制度を通じて促進するため。

対象：飲料ビンについては、法律上の規定がない。アルミ缶のデポジットについては、アルミ缶の回収に関する法律に書かれている。回収制度は民間で経営され、金額については法律に規定されていない。飲料容器に関する法律によって、PET ボトル飲料を生産したり輸入したりする者は許可をとらなければならない。その許可をとるためにはPET ボトルは再利用か回収のための制度に加わらなければならない。

料金：物質と大きさによって異なる。例えばアルミ缶は1個0.5Kr、飲料ビンは33センチリットルのものが1個0.6Kr、1リットルのものが1 Kr、ワインやウィスキービンは1個2

Kr, PET ボトルは再利用可能なものが1個4Kr, 回収されるものが1個1-2 Kr である。

5 免責課徴金

1 自動車の排気ガスに関する免責課徴金 1987年7月1日から実施。

目的：自動車の排気ガスに関する規定の例外扱いを認められることによって得られる利益を相殺するため。

対象：環境保護の観点から見て微々たる影響しかない場合に、ある車ないしある種の車について、排気ガス規制の例外扱いを認められることがある。その場合その車に課徴金が課せられる。課徴金の金額は自然保護庁によって決定され道路庁の自動車登録係によって徴収される。

支払義務者：例外扱いを認められた車の生産者、そのスウェーデンの代理人、およびその車の所有者。

課徴金：それぞれのカテゴリーによって、2,000~20,000Kr である。

2 ガソリン中の鉛およびベンゼンに関する免責課徴金 1980年1月1日から実施。

目的：ガソリンの中に許可された以上の鉛とベンゼンが含まれることが許されることから得られる経済的利益を相殺するため。

対象：自動車燃料に関する規定の例外扱いが認められた時に課徴金が課せられる。課徴金の金額は自然保護庁によって決定され、徴収される。

支払義務者：例外扱いを申請した者。

課徴金：オクタン価95のガソリンに含まれる鉛とベンゼンの量が多い場合、ガソリン1立法メートル当たりそれぞれ、20~40Kr, 10~50Kr である。またオクタン価98のガソリンの場合、それぞれ40~60Kr, 10~50Kr である。しかし現在までのところ、実際に課徴金が支払われた例はない。

3 オゾン層破壊物質への免責課徴金 1989年2月20日から実施。

目的：オゾン層破壊物質に関する規制の例外扱いを受けることによる経済的利益を中立化させるため。

対象：オゾン層破壊物質に関する規制の例外扱いを受けることが認められた時に課徴金が課せられる。課徴金の金額は会計検査院との協議の上自然保護庁によって決められる。

支払義務者：オゾン層破壊物質の使用を認められた者。

課徴金：1989~1990年と1991~1992年の課徴金はCFC 1 Kg 当たり、それぞれ20Kr と50Kr であった。また1993~1994年の課徴金はオゾン層破壊物質1 Kg 当たり75Kr であった。しかし1995~1996年の課徴金はオゾン層破壊物質1 Kg 当たり300Kr に引き上げられ、1997年以降は600Kr に引き上げられることが決まっている。このようにこの課徴金は、以前はCFC だけがその対象とされたが、現在ではオゾン層破壊の5化学物質

がその対象とされている。

4 塩素化溶媒への免責課徴金 1993年1月1日から実施。

対象：塩素化溶媒に関する規制の例外扱いを受けることが認められた時に課徴金が課せられる。

支払義務者：例外扱いを申請した者。

課徴金：トリクロロエチレン禁止についての移行措置を申請した職場ごとにそれぞれ1,000Krである。

5 水銀を含む物質への免責課徴金 1992年1月1日から実施。

対象：水銀を含む物質に関する規制の例外扱いを受けることが認められた時に課徴金が課せられる。

支払義務者：例外扱いを申請した者。

6 燃料中の硫黄への免責課徴金 1977年10月1日から実施。

目的：規制値より高い硫黄濃度の石油を使用する許可を得たことによる経済的利益を相殺するため。

対象：硫黄濃度に関する規制の例外扱いを受けることが認められた時に自然保護庁によって定められた課徴金が課せられる。但しエネルギー税が課せられた燃料には課せられない。

支払義務者：例外扱いを申請した者。

課徴金：排出された硫黄1Kg当り30Kr（硫黄税と同額）である。

収入：1991/92年度には50万 Krの収入があり、1992/93年度にもほぼ同額の収入があった。収入は国の一般会計に入れられている。

6 罰金的課徴金

1 へら鹿課徴金 1995年1月1日から実施。

目的：狩猟の管理費、例えばへら鹿狩猟地域の登録管理、その中に住む動物の住み分けの実施、野性環境の整備、狩猟に関する情報と教育の提供等の費用をまかなうため。

対象：許可された以上のへら鹿を殺りくした場合、こえた分について特別の課徴金が課せられる。それがへら鹿課徴金である。したがって狩猟者は許可された以上のへら鹿を殺りくした場合、通常の殺りく課徴金（後述）に加えてへら鹿課徴金を県管理事務所のへら鹿基金に積み立てなければならない。

支払義務者：狩猟権保持者。

課徴金：大人のへら鹿1匹当り7,000Kr、子供のへら鹿1匹当り3,000Krである。

2 環境保護課徴金 1981年7月1日から実施。

目的：環境保護法の違反を抑えるため。

対象：環境保護法の違反が発生し、違反者になんらかの経済的利益が生じた場合、特別の課徴金が課せられる。

課徴金：違反者が得た経済的利益の額に依存して決められる。

収入：ほんの一握りの企業についてだけ、経済的利益が立証された。1981年から1992年の11年間で僅か9件のケー

スだけが裁判所にもちこまれ、内4件について25,000Krから946,000Krの課徴金が言い渡された。収入は11年分の合計で150万Krで、国の一般会計に入れられている。

3 水汚染課徴金 1984年1月1日から実施。

目的：船による水の汚染を抑えるため。

対象：船からの油の放出禁止の規定に違反したが、放出がそれ程多量でない場合に課徴金が課せられる。

課徴金：放出した量および船の大きさを考慮して沿岸警備局が決定する。基本額は36,000Krで最高額は少なくとも350万Krである。

収入：1994/95年度は7万Krであった。違反は年間200～300件起きるが、立証が難しいため、課徴金は10～15件位しか課せられない。

7 破損賠償課徴金

1 水利法による田園課徴金 1984年1月1日から実施。

目的：水力発電所や他の水利企業が田園の破壊を起こさぬようにするためと、起こしてしまった場合に補償したそれらの企業が属する田園の一般目標を達成するための費用をまかなうため。

対象：それらの水利企業の持ち主。

課徴金：水利用の形態や施設の形態、取り付けられた動力、貯水の規模、利用した水の量等にしがって決められ

る。具体的な金額は水利裁判所が決定し、県管理事務所が徴収をおこなう。その際の水利裁判所の活動費用はこの課徴金でまかなう。

2 水利法による漁業課徴金 1984年1月1日から実施。

目的：漁業の研究と発展に資するため。

対象：水利裁判所ないし行政官は、水利許可をもつ者が関係する水域の漁業を助成するために、その水利許可をもつ者に特別漁業課徴金の支払いを命ずることができる。課徴金の額は水利裁判所によって決定され、漁業庁に年額いくらという形か1回限りの課徴金という形で支払われる。

水利許可をもつ者ないしその施設が漁業に被害を与えるか、水の状態に少なからず変化を与える場合には、一般漁業課徴金を支払わなければならない。

支払義務者：水利許可をもつ者

課徴金：水利用の形態や施設の形態、取り付けられた動力、貯水の規模、利用した水の量等にしがって決められる。

3 殺りく課徴金 1987年に初めて法制化される。

目的：野性環境の回復と拡張、研究、情報のための費用をまかなうため。

対象：へら鹿、あか鹿、だま鹿を殺りくした者は、それを報告すると同時に、毎年 県管理事務所によって定められる課徴金を支払わなければならない

い。そこで集められた課徴金は野性破壊基金に積み立てられ、へら鹿、あか鹿、だま鹿によって荒らされた農作物や樹木の補償と予防、および狩猟の管理、野性環境の回復、狩猟についての情報と教育等のために使われる。

支払義務者：へら鹿、あか鹿、だま鹿を殺りくした者。

課徴金：野性破壊法にしたがって県管理事務所が定めた金額。

4 環境破壊保険 1989年7月1日から実施。

目的：環境破壊者が分からなかったり賠償ができなかったりした場合に、環境破壊の賠償をするため。

対象：保険は、Folksam, Skandia, Wasa, Trygg-Hansa, Länsförsäkringsbolagen 等の民間保険シンジケート団（環境破壊シンジケート団）によって運営されている強制保険で、保険料や加入義務者等は環境破壊保険法で規定されている。

加入義務者：環境破壊保険法の規定によって環境に危険を及ぼすと考えられる活動に従事する者。

保険料：仕事の種類と雇用者数によって異なるが年間800Kr~80,000Krの間である。

収入：年間2,500万 Kr の収入がある。さらに1993年の環境破壊審議会の最終報告では、廃棄物処理の費用をカバーしまたその責任者が賠償できない

時に代わって賠償する強制的賠償保険の導入が提案されている。

5 原子力についての第三者責任保険 1968年に初めて法制化される。

目的：万一の原子力事故の損害賠償のための資金調達。

加入義務者：原子力施設の所有者

8 補助金

1 湖沼・河川への石灰散布に対する国庫補助金 漁業庁による試験的活動は1976年から1982年までの間に行なわれていた。

対象：石灰等の購入・運搬・散布、酸性化した湖沼・河川の石灰等による生物学的回復のための措置、試験当局が必要と認めた調査・研究等に対して国庫補助金が支払われる。

受取人：主としてコミュニオンと漁業協同組合である。

金額：補助金の額は試験当局が認めたコストの最高85%である。それ以上の補助額については自然保護局が決定する。1995/96年度予算（18ヵ月予算）では、2億1,000万 Kr の補助額が予定されている。

効果：スウェーデンでは、7,500の湖沼と11,000Kmの河川が通常的に石灰散布をうけている。pHの目標値は6以下にならないことであり、石灰散布をうけた湖沼と河川のそれぞれ90%と80%が目標を達成している。石灰散布をする前は4,400平方キロメートルの湖沼が酸性化していたが、

石灰散布によってそれを2,000平方
キロメートル未満に縮小することが
できた。

2 耕作地帯の生物学的な多様性と耕地環境 価値を維持する措置への補助金

1995年9月20日から実施。

目的：環境、自然、景観、天然資源、土地、
遺伝的多様性の保護と改善を考慮に
入れた形での農地の利用を促進する
ため。

対象：①高い生物学的多様性、代表的な植
物群・動物群および典型的な希少
種、耕地環境価値を保持する牧草
地。

②条令に記載された地域で開放され
ている放牧地。

③生物学的に最も価値があり、生活
環境の豊かな、そして耕地として
最も価値ある歴史的遺物等を保持
している耕作地。

金額：干し草用草地については1ヘクタ
ール当り、Aランクが1,800Kr、Bラ
ンクが1,300Kr、牧草地については
1ヘクタール当り、Aランクが
1,600Kr、Bランクが1,100Kr、C
およびDランクについては800Kr
である。開放された耕作地について
は1ヘクタール当り5等地の400Kr
から1等地の2,700Krまで格差がつ

けられている。価値ある自然環境・
耕地環境を有する耕作地については
1ヘクタール当り1,400Krである。

これらの補助金は県管理事務所で審
査され、農業庁から支払われる。

3 環境的に敏感な土地の保護措置への補助 金

1995年9月20日から実施。

目的：環境、自然、景観、天然資源、土
地、遺伝的多様性の保護と改善を考
慮に入れた形での農地の利用を促進
するため。

対象：環境的に敏感な土地において、下記
のことが行なわれた場合。

①湿地および小池が作られたり再建
されたりした場合。

② Götaland や Svealand の一定地
域において、河川に沿って広大
な牧草地や保護区域が設けられる
場合。

③ fånggrödor ^(注) の種が播かれた場合。

④絶滅の危機に瀕した家畜の種族を
維持している場合。

⑤ Öland の茶豆の伝統的な栽培方
法を維持している場合。

金額：①の場合、最初の5年間は1ヘクタ
ール当り4,800Kr、以後15年間は
1ヘクタール当り2,500Krである。
湿地の拡大を抑える場合には1ヘ
クタール当り1,000Krである。

(注) fånggröda とは、例えば窒素化合物のように地面に溶けやすい植物栄養素が過剰にならないように吸収してしまう目的で植えられる作物である。fånggröda によって栄養素が湖や河川に流れこんで富栄養化しないように予防している。fånggröda には、例えば莢有り青草や額有り菜種のような一年草が該当する。fånggrödor は fånggröda の複数形である。

- ②の場合、牧草地については1ヘクタールあたり1,500Kr、保護区域については1ヘクタール当り3,300Krである。
- ③の場合、Götalandの耕地における^(注)fånggrödorについては1ヘクタール当り500Krである。
- ④の場合、1匹当り1,000Krである。
- ⑤の場合、1ヘクタール当り2,700Krである。
- これらの補助金は県管理事務所で審査され、農業庁から支払われる。
- 4 耕地環境整備に対する補助金 1993年7月1日から実施。
- 目的：古い垣根や余った施設を整備し、草木を伐採し整地を行なうといったように耕地の景観を整備するために、またそのような耕地環境を誰でも享受できるようにするために、補助金が支払われる。
- 金額：補助金の額は実際にかかった費用の全額またはその一部である。1995/96年度予算(18ヵ月予算)では、1,700万Krの補助額が予定されている。
- 5 いわゆる代替的栽培に対する補助金 1989年3月1日から実施。
- 目的：いわゆる代替的栽培への転換を促進するため。
- 対象：代替的栽培へ転換をはかる農業会社、および1988年以前にそのような栽培に転換し現在も続けている農業会社。補助金はその代替的栽培が国の農業

庁の規定に合致した場合のみ、償却ローンという形で支払われる。

- 6 エコロジー栽培に対する補助金 1995年9月20日から実施。

目的：環境、自然、景観、天然資源、土地、遺伝的多様性の保護と改善を考慮にいたった形での農地の利用を促進するため。

金額：エコロジー栽培に対する補助金の額は、1～4、5aの地域および島部については1ヘクタール当り900Krであり、それ以外の地域については1ヘクタール当り1,600Krである。エコロジー的に動物を維持している農家はさらに1ヘクタール当り600Krの補助金が追加される。

- 7 エコロジー栽培に対する面積比例補助金 1994年7月1日から実施。

対象：2ヘクタール以上の面積においてエコロジー栽培を行なうとエコロジー栽培管理協会等によって認められた農家に支払われる。

金額：補助金対象面積1ヘクタール当り100Krである。

- 8 農業における環境改善措置に対する補助金 1988年7月1日から実施。

目的：動物の糞肥料からの栄養塩の漏出を少なくするため。

対象：農地の中に10匹以上の動物を飼育している農業会社は、動物の糞肥料の貯蔵庫を建設する際に、そしてまた^(注)fånggrödaを栽培する際に、国庫補助金を受け取ることができる。補助

金は6ヵ月以上にわたって生産した肥料を貯蔵するのに必要なコストの一部、すなわち認められたコストの20%以内で、最高額は25,000Krである。fanggrödaを栽培することに対する補助金は、農業会社の農地が5ヘクタール以上、かつその30%以上、2ヘクタール以上で栽培されている場合のみ支払われる。

9 林業に対する国庫補助金 1979年に初めて法制化される。

対象：自然環境および耕地環境の整備、貴葉林の建設と整備に対して国庫補助金が支払われる。

金額：自然環境および耕地環境の整備については、認定されたコストの70%以内である。貴葉林の建設と整備については、下記の補助金が支払われる。

①貴葉林の建設が独立的に行なわれるならば、認定されたコストの80%以内

②植林地ないし若い林の整備については、認定されたコストの60%以内。

③林業整備庁によって行なわれる貴葉林の区画整理については、林業整備庁のコスト相当額。

④林業整備庁によって行なわれる貴葉林の管理に関する助言については、林業整備庁のコスト相当額。

10 船からの油投棄の処理に対する国庫補助金 1983年6月1日から実施。

対象：船から投棄された油や有害物質の処

理に対して、港の所有者は国庫補助金を受け取ることができる。但し尿尿廃棄物および固形廃棄物については、その対象とならない。

11 生物燃料の使用促進のための補助金 1992年7月1日から実施。

1997年6月30日迄有効。

目的：生物燃料の使用を促進する新しい技術の奨励。

対象：実験プラントであれ完全なプラントであれ、生物燃料による電力の生産に関する新技術開発のためのプロジェクト、生物燃料の一連の連鎖の中における技術開発のプロジェクト、セルロースの多い原材料からエタノールを作り出すプログラム等に対して補助金が支払われる。補助金には、いわゆる補助金とローンがある。

12 エネルギーへの投資に対する補助金 1991年7月1日から実施。

目的：代替的な燃料の導入を奨励するため。

対象：①生物燃料を使用した動力・暖房生産用設備への投資。

②現在の暖房生産設備および化石燃料を使用した動力・暖房生産用設備を、生物燃料を使用した動力・暖房生産用設備へ改造した場合。

③風力発電への投資。

④太陽光暖房設備等への投資。

⑤生物燃料を使用した現在の動力・暖房生産用設備での生物燃料の継続使用。

⑥地域暖房網の建設。

この補助金は主な燃料として泥炭を使用する設備には適用されない。

13 一戸建ないし二戸建て住宅における貯蔵タンク設置に対する投資補助金

1991年7月1日から実施。

目的：固形燃料を燃やした際の健康や環境に危険な物質の排出を減少させるため。

金額：実際にかかったコストの30%が補助金として支払われる。

14 エネルギー技術基金からの新技術に対する国庫補助金

1988年に初めて法制化される。

目的：新しいエネルギー技術を商業ベースで利用するのを奨励するため。

対象：原則として新しい技術を利用した人に支払われるが、特別の理由がある場合には生産者にも支払われる。補助金は、いわゆる補助金、条件付き補助金、ローン、信用保証といった形で与えられる。

15 エコロジー型への転換に対する補助金

1995年9月15日から実施。

目的：エコロジー型への転換を促進するため。

対象：エコロジー型への転換をはかる投資で、1995年中に申請のあったもの。

補助金を受け取るには、下記の条件全部をみたすことが必要である。

- ①環境に対して明確な改善効果がみられるもの。
- ②コスト的にみて効率的であること。
- ③職業活動ないし一般活動の一部と

して雇用を増やすもの。

実際にはゴミ、下水、交通等の分野で51~100件の受け取りがありそうで、法律で定められているよりもずっと高レベルの環境保護にむけての投資、法律的強制のない分野での環境を守るための投資がその対象となっている。

金額：補助金の金額は直接費用の30%で、総額1億Krの資金が補助金として使われる予定である。

効果：雇用については、年間200~400人の雇用増加が見込まれる。

9 行政費用課徴金

1 となかい育成法7条による課徴金

1971年に初めて法制化される。

対象：となかい育成法32条による許可（特に国有地やとなかいの牧草地における狩猟ないし魚釣りの許可）を得る際に、となかい育成法34条による課徴金以外に、漁業環境および野性環境の整備のための課徴金を支払わなければならない。

課徴金：となかい育成法の34条による課徴金の50%以下である。

2 採掘課徴金 1984年7月1日から実施。

目的：自然保護法にしたがって採掘行為を検査し監督するための、およびそれと関連して調査と在庫調査活動をするための、当局のコストをまかなうため。

対象：一般に採掘行為が対象となるが、泥

炭の採掘、大陸棚法および砂・砂利・石の採掘権利法によって許可された採掘は対象とはならない。

支払義務者：採掘許可保有者。

課徴金：課徴金は水利法による許可が与えられる際に県管理事務所によって徴収され国庫に入れられる。課徴金が50,000Krを超える時は数回に分けて分納されるのが一般的である。

課徴金の額は一般に1トン当り0.26Krであるが、セメント生産用や産業用、農業用、土地や河川・湖沼散布用、の石灰については1トン当り0.04Krである。

収入：1993/94年度には3,900万 Krの収入があった。

3 大陸棚法による採掘許可に対する課徴金 1966年に初めて法制化される。

目的：一部は検査と監督のための当局のコストをまかなうため、一部は採りだされた資源の所有者としての国にその補償を支払うため。

支払義務者：一般水域で砂・砂利・石の採掘をする許可を得た者。

課徴金：課徴金の額はスウェーデン地理研究所によって決定されるが、許可された広さによって決まる基礎課徴金と採掘量によって決まる生産課徴金の合計額である。

4 鉱物法による課徴金 1991年に初めて法制化される。

支払義務者：鉱物法による採掘申請者、採掘調査許可保有者。

課徴金：採掘申請課徴金は、石油、ガス状炭化水素、ダイアモンドについては採掘調査区当り6,000Kr、その他の特別許可物質については300Krである。

採掘調査許可課徴金は、ダイアモンドについては採掘調査区1ヘクタール当り1.50Kr、石油、ガス状炭化水素については3Kr、その他の特別許可物質については15Kr（いずれも最低額100Kr）である。採掘調査許可が延長される場合には、採掘調査区1ヘクタール当り年間、ダイアモンドについては1Kr、石油、ガス状炭化水素については2Kr、その他の特別許可物質については21Kr（この場合には最低額はいずれも200Kr）である。

5 泥炭の特別許可に対する課徴金 1985年7月1日から実施。

目的：財政上の理由。

対象：エネルギー源として泥炭を探しまた精製するための特別許可を得るのに必要な条件は、許可が得られた時に課徴金を支払うことと、自然環境に有害な悪影響をできるだけ与えないようにすることである。したがって特別許可の申請者は、その活動が一般的利害に与えるであろうと考えられる影響についての情報と、燃やした時に環境を傷つけるであろう泥炭の含有物についての情報を同時に報告しなければならない。

- 課徴金：泥炭を採すことに対する課徴金は年間1ヘクタール当り7Kr、精製することに対する課徴金は5Krである。
- 6 国立公園規定5条の適用除外に対する課徴金 1988年1月1日から実施。
対象：国立公園規定5条の適用除外の承認に対しては、課徴金が県管理事務所内の国立公園窓口を支払わなければならない。課徴金収入は国立公園のコストにあてられる。
- 7 国立公園規定6条による利用許可に対する課徴金 1988年1月1日から実施。
対象：国立公園規定6条の規定にしたがって国立公園内での狩猟ないし魚釣りの許可を得た者は、県管理事務所内の国立公園窓口で課徴金を支払わなければならない。課徴金収入は国立公園のコストにあてられる。
- 8 生きている動物の輸入許可に対する課徴金 1988年1月1日から実施。
対象：生きている動物の輸入規定による許可は、農業庁が自然保護庁と協議の上決定し、税関が規定にしたがった輸入であるかどうかをチェックする。許可を得た者は、農業庁によって通達された規定にしたがって課徴金を支払わなければならない。
- 9 狩猟整備課徴金 1980年に初めて法制化される。
目的：野性環境と狩猟環境の整備をはかるため。収入の大部分はスウェーデン狩猟家連盟の管理と情報に使われ、一部は自然保護庁の行政と研究に使われている。
課徴金：年額200Krで、狩猟整備基金に積み立てられる。
- 10 狩猟免許のための知識と射撃能力に関する試験のための料金
1973年に初めて法制化される。
対象：政府は狩猟と野性環境をうまく結びつけるために、試験を行い、試験についての証明書を発行し、試験の手数料をとることができる。自然保護庁が試験の監督官庁であるばかりなく、手数料の規定を作成する。
支払義務者：狩猟家試験の受験者。
料金：試験のタイプによって30Krから120Krまで幅がある。
- 11 捕獲用具の可否認定のための料金
1987年に初めて法制化される。
目的：捕獲用具のテスト等に関する自然保護庁や関係機関のコストをまかなうため
料金：用具1個当り1万～2万Krである。
- 12 自動車排気ガス法9条による管理課徴金
1987年7月1日から実施。
目的：排気ガスの検査費用と自動車排気ガス法による監督と管理のための費用をまかなうため。
支払義務者：自動車生産者、および自動車が海外で生産された場合は自動車生産者の代理人。
課徴金：新規登録の乗用自動車、トラック、バス1台について75Krである。

収入：1992/93年度には1080万 Kr であった。

13 環境保護法(1969年)による当局の活動のための課徴金 1989年7月1日から実施。

目的：環境保護法による当局（環境保護のための特別許可局，自然保護庁，県管理事務所，コミューン）の活動の費用をまかなうため。

支払義務者：（環境保護法の意味で）環境に危険な活動をする人

課徴金：この課徴金には，国の課徴金とコミューンの課徴金の2つがある。国の課徴金については，県管理事務所が環境保護法の課徴金の規定にしたがって国のコストをまかなうのに必要な課徴金の金額を決定し徴収して国の一般会計に入れている。コミューンの課徴金については，環境保護法に基づいた活動のコストを考慮に入れて各コミューンが独自に課徴金の金額を決定し課している。もしコミューンが自発的に県管理事務所の監督の仕事（いわゆる A 施設および B 施設の監督）の肩代わりをする場合には，県管理事務所は国の検査や中央活動のコストをまかなうのに足る，より低額の課徴金を課する。

もし県管理事務所がその仕事を全部自分で全うしている場合には，国の課徴金は2,000Kr から208,000Kr の間である。もしコミューンが県管理事務所の仕事の肩代わりをしている場合には，国の課徴金は200Kr か

ら73,000Kr の間である。

コミューンの課徴金の金額はコミューンによって異なるが，多くのコミューンはコミューン連合会の推薦した課徴金表にしたがって決めている。それによると法律で強制された監督活動だけしかやっていないコミューンでは課徴金の額は1,000Kr から10,000Kr の間であるが，国の監督活動の肩代わりをしているコミューンでは1,000Kr から100,000Kr の間である。小さな活動についてはコミューンは年間の課徴金ではなしに時間ごとの課徴金を採っている。また多くのコミューンでは課徴金の額を毎年物価スライドして上げている。

収入：国の収入は1993/94年度には6,500万 Kr であった。他方コミューンの収入は1992年には4,500万 Kr であった。

14 石油タンクに対する監督課徴金 1991年1月1日から実施。

課徴金：地下に掘り込まれた石油タンクの監督のためのコミューンの課徴金。

15 危険物質輸送法による課徴金 1983年1月1日から実施。

目的：危険物質輸送法による当局の活動のコストをまかなうため。

課徴金：危険物質輸送に際しては，それが人間，動物，財産，環境等に損害を与えないように様々な措置が採られ，用心がはかれる。輸送関係機関は危険物質輸送法に則って決定を伝え

る。その決定のための検討コストは申請者によって支払われる。国の救出局は、危険物質の輸送の際に証明書が必要なのでそのコストのための課徴金を徴収することができる。

16 スウェーデン自動車検査株式会社の実施料金 1993年に初めて法制化される。

料金：スウェーデン自動車検査株式会社は規則に則った料金で、自動車排気ガス規制をパスしているかどうか、環境ランクのクラス分け、騒音検査等を行なうことができる。

17 農薬登録課徴金 1986年1月1日から実施。(以前の制度はそれぞれ、1964年1月1日 1970年4月1日, 1974年1月1日から実施)

目的：農薬管理のための当局（化学製品検査局）の費用をまかなうため。

対象：①農薬および化学製品の検査と登録を化学製品検査局に申請する時に、申請課徴金を支払わなければならない。

②農薬等について変更等があった場合にも、申請課徴金を支払わなければならない。

③農薬等が認可された時には、年額課徴金を毎年支払わなければならない。

課徴金：①の場合、それぞれの生産物ごとに10,000Krである。またそれ以外の既に認可された生産物に含まれない活性物質についてはそれぞれ30000Krである。

②の場合、名前・包装の大きさ等の条件の変更不要し非活性物質については1,000Kr、それ以外の条件の変更については5,000Kr、引き続いての認可の申請については6,000Kr、例外の申請については3,000Krである。

③の場合、それぞれの生産物について前年の売り上げ額の1.8%（但し最高200,000Kr、最低2,000Kr）である。

収入：1993/94年度には1,200万 Kr の収入があった。この収入と次の化学製品課徴金をもって化学製品検査局の財政を支えている。

18 化学製品課徴金 1986年6月1日から実施。

目的：（農薬管理を除く）化学製品検査局の活動資金をまかなうため。

対象：課徴金には、製品課徴金と年額課徴金の2つがある。ともに製品登録の申請義務のある化学製品が対象である。輸出目的で生産される化学製品は対象とはならない。

課徴金：製品課徴金は1生産物ごとに、1,000Kg未滿の生産ないし輸入の場合には700Kr、それを超える場合には2,100Krである。

年額課徴金は5,700Krで、3生産物まで有効である。

収入：1993/94年度には2,900万 Kr の収入があった。この収入と前の農薬登録課徴金をもって化学製品検査局の財

- 政を支えている。
- 19 生物学的防虫手段の事前検査課徴金
1992年1月1日から実施。
支払義務者：生物学的防虫手段を職業として生産し、市販し、使用する者。
課徴金：課徴金には、申請課徴金と年額課徴金の2つがある。課徴金の額はケース毎に異なり前者は1,000Krから23,000Kr、後者は2,000Krから200,000Krである。
- 20 飲料容器（PET ボトル）法による取り扱い許可のための課徴金
1991年7月1日から実施。
目的：飲料容器（PET ボトル）法による当局（国の農業庁）の監督活動資金をまかなうため。
支払義務者：飲料容器（PET ボトル）法による取り扱い許可保有者。
課徴金：年額10,000Krである。
- 21 廃棄物の国境を越えた運搬に関する規則による申請手続きについての課徴金
1992年8月1日から実施。
目的：自然保護庁の活動コストをまかなうため。
支払義務者：廃棄物の輸出ないし輸入を申請する者。
課徴金：課徴金規定のランク7の金額、現在のところ5,600Krである。
収入：約85万 Kr である。
- 22 放射性廃棄物等の資金調達法による課徴金
1989年1月1日から実施。
目的：放射性廃棄物等に関する研究、開発、回復活動資金をまかなうため。
- この課徴金は、Studvik 株式会社の核廃棄物の処理と最終保管関係の仕事、Ranstad の施設の建直し等のようなものに使用するために中央銀行の口座に利子付きで積み立てられている。
支払義務者：原子炉を所有し、運転する許可を持っている者。
課徴金：供給された電気の流れ1 kWh 当たり0.0015Kr である。
- 23 国の原子力発電の検査のための課徴金
1991年に初めて法制化される。
目的：原子力発電の検査のための活動資金をまかなうため。
対象：規定にしたがって原子力発電の検査を申請する場合には、原子力発電検査局に申請課徴金を支払わなければならない。法律にしたがって原子力発電検査局の検査をうける場合には3ヵ月ごとに検査課徴金を支払わなければならない。法律にしたがって原子力発電検査局の安全性に関する調査をうける時には調査課徴金を支払わなければならない。
課徴金：申請課徴金は9,000Kr から10,000 Kr の間である。検査課徴金は検査対象によって異なるが、3ヵ月ごとに85,000Kr から920,000Kr の間である。調査課徴金は3ヵ月ごとに1原子炉当たり1,300,000Kr である。そのほか核拡散防止条約との関係でうける原子力発電検査局の検査については3ヵ月ごとに14万 Kr から37万

Krの課徴金を支払わなければならない。

収入：1994/95年度には約1億2600万Krの収入があった。

24 国の放射能遮蔽防御協会のための課徴金 1976年7月1日から実施。

目的：放射能遮蔽防御協会の核エネルギー分野での活動，原子力発電との関係での放射能遮蔽防御の研究，原子力発電での事故に対する対応措置等のための資金調達。および放射能遮蔽防御協会の放射能遮蔽防御法に基づく認可試験，検査等のコストをまかなうため。

課徴金：放射能遮蔽防御協会の核エネルギー分野での活動のための課徴金の額は，3ヵ月当たり324,000Krである。原子力発電との関係での放射能遮蔽防御の研究のための課徴金の額は，3ヵ月当たり195,000Krである。原子力発電での事故に対する対応措置等のための課徴金の額は，3ヵ月当たり624,000Krである。放射能遮蔽防御協会の放射能遮蔽防御法に基づく認可試験のための課徴金の額は，1,000Krから40,000Krの間で決められている。また特定の核技術施設の認可をうけた人は，3ヵ月当たり40,000Krから150,000Krの課徴金を支払わなければならない。

25 遺伝変更組織の認可等に関する課徴金 1994年7月1日から実施。

目的：遺伝変更組織法による当局の活動資

金をまかなうため。

支払義務者：遺伝変更組織法に示された活動をする人，またはそのような活動の許可を申請したりそのような活動を申請する人。

26 水泳の水の管理のための課徴金 1982 年に初めて法制化される。

課徴金：コミューンが定めた料率にしたがって，水泳の水の管理のための課徴金が課せられる。

10 申請手数料

1 自然整備法(1964年)および自然整備規定(1976年)による検査の申請手数料

1992年7月1日から実施。

手数料：自然整備法および自然整備規則によって，下記のような許可を申請する者は課徴金規則に則った金額の手数料を支払わなければならない。

①海岸地域内において建物を建てる許可，絵・看板・広告の許可等については課徴金ランク5の金額，現在のところ2,450Krである。

②泥炭の採掘の許可については，課徴金ランク7の金額，現在のところ5,600Krである。

③排水溝の許可については，1 Km未満は課徴金ランク2の金額，現在のところ475Kr，10Km未満は課徴金ランク4の金額，現在のところ1,500Kr，10Km以上は課徴金ランク6の金額，現在のところ3,700Krである。

2 泥炭についての特別許可の申請手数料

1985年7月1日から実施。

目的：泥炭の特別許可についての当局の活動費用をまかなうため。

支払義務者：特別許可の申請者および特別許可申請のための予備的調査の許可の申請者。

手数料：エネルギー源としての泥炭の探索と精製の特別許可を申請する場合には、申請手数料を支払わなければならない。特別許可の可否は県管理事務所で検討される。

特別許可の申請手数料の額は、特別許可1ヵ所当たり6,000Krである。

また特別許可申請のための予備的調査の許可の申請手数料は1ヘクタール当たり20Krである。

3 森林整備規則による許可の申請手数料

1992年7月1日から実施。

目的：財政上の理由。

支払義務者：森林に成長促進物質等を持ち込む許可を申請する者。

手数料：手数料は、課徴金ランク2の金額、現在のところ475Krである。

4 狩猟規則による検査の申請手数料

1992年7月1日から実施。

目的：財政上の理由。

手数料：狩猟法に規定された一般水域、小島、岩壁、岩礁等における狩猟の許可を県管理事務所に申請する場合にこの申請手数料を支払わなければならない。手数料の額は、課徴金ランク3の金額、現在のところ875Krで

ある。

5 オゾン層破壊物質規制の例外扱いの申請手数料

1989年2月20日から実施。
目的：オゾン層を破壊する物質に関する規則の例外扱いの申請を検討するための自然保護庁のコストをまかなうため。

手数料：2,500Kr（1989年から1992年までは2,000Krであった）。

6 化学製品規定による許可のための申請手数料

1992年7月1日から実施。

目的：財政上の理由。
手数料：生命に危険な化学製品およびきわめて危険な化学製品を除く化学製品を職業として輸入したり移送したりする許可を申請する場合には、課徴金規定に定められた申請手数料を県管理事務所に支払わなければならない。手数料の額は課徴金ランク2と3、現在のところそれぞれ475Krと875Krである。

7 廃車規定による廃車の認可申請手数料

1992年7月1日から実施。

手数料：廃車の認可を申請する者は課徴金ランク4の金額、現在のところ1,500Krの手数を県管理事務所に支払わなければならない。

8 環境に危険な廃棄物規定による許可の申請手数料

1992年7月1日から実施。

目的：財政上の理由。
手数料：環境に危険な廃棄物を運んだり最終処分したりできる許可を申請する場合手数料を支払わなければならない。

い。最終処分 of 許可については、課徴金ランク7の金額、現在のところ5,600Krの手数料を自然保護庁に、輸送や中間的保管の許可については課徴金ランク4の金額、現在のところ1,500Krの手数料を県管理事務所に支払わなければならない。

9 廃油規定による許可の申請手数料
1994年1月1日から実施。

目的：財政上の理由。

手数料：廃油を運んだり最終処分したりできる許可を申請する場合手数料を支払わなければならない。最終処分 of 許可については、課徴金ランク7の金額、現在のところ5,600Krの手数料を自然保護庁に、輸送や中間的保管の許可については課徴金ランク4の金額、現在のところ1,500Krの手数料を県管理事務所に支払わなければならない。

10 放射能遮蔽防御法による許可の申請手数料
1992年7月1日から実施。

目的：財政上の理由。

手数料：放射能遮蔽防御法による許可を申請する者は申請手数料を支払わなければならない。手数料は250Krである。

11 ホーバークラフト法による許可の申請手数料
1992年7月1日から実施。

目的：財政上の理由。

手数料：ホーバークラフト法によってホーバークラフトの使用許可を申請する者は申請手数料を支払わなければならない。

らない。国内を航行する場合には、課徴金ランク5の金額、現在のところ2,450Krの手数料を県管理事務所に、海外へ航行する場合に課徴金ランク8の金額、現在のところ8,300Krの手数料を政府に支払わなければならない。

12 健康保護法ないし健康保護規定による許可の申請課徴金
1982年に初めて法制化される。

手数料：健康保護法ないし健康保護規定によって許可を申請する者は手数料を支払わなければならない。

以上の数値は、1996年1月30日現在のものである。

(経済学部教授)